

第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成25年9月12日（木） 午前10時00分～11時45分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

＜委 員＞

安藤節子、遠藤乃理子、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、高須都子、
鷹野吉章、野本矩通、藤原源郎、見ル野一太、村中輝、和田光一

＜事務局＞

福祉保健部長（芦川）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（川田）、地域福祉
推進課長（持田）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、障害者福
祉課長（松下）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、高齢者支援課長補佐兼介護
保険担当副主幹（浦川）、障害者福祉課長補佐（相馬）、高齢者支援課地域支
援係長（楠本）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員
（飯泉）

株式会社生活構造研究所（青木、柏木）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事

1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

（3）次期府中市福祉計画策定のための調査について

3 その他

4 閉会

■ 資 料

資料1 第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成24
年度実績）

資料3 アンケート調査票の変更点

資料4 府中市福祉計画策定のための調査「地域福祉計画・福祉のまちづく
り推進計画調査概要」

資料5 一般市民調査（案）

資料6 担い手調査（案）

資料7 グループインタビュー調査計画（案）

資料8 第2回福祉のまちづくり推進審議会における委員からのご意見と
対応

資料9 アンケート調査票の共通項目

資料10 府中市福祉計画策定に向けたアンケート調査（案）

参考資料1 府中市の権利擁護・成年後見制度に係る事業の概要

1 開会

事務局： 皆様おはようございます。ただ今から、第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中12名のご出席をいただいております。府中市福祉のまちづくり条例第18条に規定する定員数を満たしておりますので、有効に成立しております。それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。本日配布した資料は、次第と資料8、9、10、参考資料です。事前配布資料は、資料1、2、3、4、5、6、7です。

本日の会議には、視覚に障害のある委員と聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、発言の際には挙手をして名前を言ってからご発言願います。なお、本日は傍聴希望者はいらっしゃいません。

2 議題

事務局： それでは続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、和田会長にお願いしたいと思っております。和田会長、よろしくお願いたします。

(1) 会議録の確認について

会長： 皆さんおはようございます。それでは第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を始めたいと思っております。議題を見ていただきたいのですが、まず会議録の確認から始まりまして、現行計画の進捗状況の確認、それと府中市の次期福祉計画の策定のための調査という、この3つを審議させていただきたいと思っております。それでは最初に資料1の会議録の確認について、何か変更するところがございますか。よろしいでしょうか。それでは会議録は承認されたということですのでよろしくお願いいたします。

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

会長： それでは議題の2番目ですが、現行の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について、資料2に沿って事務局から説明していただきます。前回の審議会で目標1を確認しましたので、事務局から前回の質問等の回答をしていただいて、そのあと目標2と目標3の確認というかたちで進めたいと思っております。

事務局： それでは資料2に沿って地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の事業実施計画の平成24年度の事業実績を説明させていただきます。

(説明要約)

前回審議会で、目標1の実績について3点質問等があり、その回答及び補足説明をする。

番号2の市のホームページについては、現在リニューアルに向けて仕様を検討中だが、アクセシビリティに配慮した仕組みを入れていく方向で検討中。新しいホームページは平成26年3月に公開予定。

番号8の府中市の権利擁護・成年後見制度に係る事業については、参考資料1を用いて、権利擁護センターふちゅうの利用者サポート、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用支援について説明をする。利用者の状況に応じて切れ目のない支援を行っている。

番号13の協議会等への参加促進については、24年度の市民参加の状況を説明する。府中市に設置された審議会・協議会の数は69で、うち24年度に活動実績があるものは56である。全委員821人のうち公募市民は128人で15.6%である。公募市民が含まれている審議会・協議会の数は28で全体の4割である。

続いて、目標2「安心して暮らせるまちづくりをめざして」及び目標3「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」の個別事業における進捗報告を行った。

会 長： 有り難うございました。まず目標1のところでは前回3つ質問がございましたけれども、事務局の回答について何かご意見はありますか。

委 員： ホームページのことに対応していただきまして有り難うございます。これは担当しているのは広報課でよろしいですか。

事 務 局： はい。

会 長： 来年の3月以降に新しいホームページができるということです。あと何か目標1の「利用者本位の仕組みづくりのために」というところで確認することはございますか。なければ次の目標2「安心して暮らせるまちづくりをめざして」に入っていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ご質問はございますか。ページ数でいうと8ページ以降です。

質問ですが、9ページの住まいのバリアフリー化というところで、24年度の高齢者の住宅改修の利用件数の目標値が138件になっていますけれども、25年度は128件ということで、少なくなっています。これは前年の実績を含めての目標値でしょうけれども、この減った考え方というのはどういうことなのでしょう。

事 務 局： 目標設定でございますけれども、基本的には実績に合わせてということで、数のほうは設定しています。過去の実績を申しあげますと、21年度が98件、22年度が124件、23年度が110件ということで、基本的にはさほど伸びていない状況です。

会 長： ここに書いてあります実績の欄の①106件、②12件というのが、これが24

年度の実績ということによろしいですね。

事務局： はい。

会長： わかりました。これは全額は64万1,000円だけではなく、ちょっと上乘せがあったりすると思います。あと何か確認しておくところはございますか。

委員： 避難所での障害者に対する対応について避難所ごとに設定されているか、それからもう1つ、災害時要援護者支援に市内の約半分の自治会が参加しているらしいということですが、参加していない残り半分の自治会に入っている障害者に対しては、何か施策はお考えはないのでしょうか。

事務局： まず避難所の管理運営のことでお話だと思いますけれども、各小中学校が避難所と設定されておりまして、実際に具体的に、例えばどこにトイレを配置するとか、そういった細かいところは各学校の状況がございますので、それぞれ各学校の状況に応じて決めていただくというのが避難所管理運営のマニュアルになります。こちらにつきましては、まだ作成を始めたばかりだということで、まだ細かいところまで策定が進んでいないということで聞いております。ただ、実際に運営する際には、障害者の方の移動やトイレというのは重要な課題になりますので、そういったものも盛り込んでいくことにはなるかと考えております。

もう1つのご質問ですが、自治会に入られていない方につきまして、どういう対応をしているかということですが、自治会に入られていない方、あと災害時要援護者支援の協定を締結していない自治会に入られている障害者の方、障害者ではない方も含めてですけれども、災害時要援護者名簿に登録された方については、民生委員を中心に支援者探しの作業を進めるということで事業を今進めている状況です。ただ、実際に支援を受けたい方、支援をしていただける方のマッチングについてはかなり難易度が高いということでは民生委員のほうから聞いております。以上です。

会長： よろしいでしょうか。詳しいことは20ページに書かれていますが、何か目標2、3を含めて、健康診査それから介護予防の問題もありますが、いかがでしょうか。

委員： 同じく防災・防犯のまちづくりの件なのですが、今お話にも出ましたが、災害時要援護者支援体制の整備というところで、支援協定を結んでいる自治会が半数というお話ですが、かなり何年もやっている事業かと思うのですが、増えていって、今やっとなら半数というようなところなのでしょうか。協定を結んでいる自治会がもう少し多いかなと思っていたので、その辺の推移を教えてくださいたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事 務 局： 協定を締結した自治会につきましては、21年度に、実際には22年の1月から開始した時点で最初に協力いただいた自治会が約200ということですので、事業を始めて数年経ちますけれども、ほとんど増えていないというのが現状です。増えない原因としましては、個人情報の管理が難しいですとか、自治会自体が高齢化してしまったなどの理由であまり機能していないというようなことで、なかなか進まないというのが現状です。事務局としては、自治会のための説明会の実施ですとか、広報活動に努めているところですが、なかなか成果が上がっていないのが実情です。

会 長： ほかに何かございますか。

委 員： ホームレスについて、どのあたりまで支援するか基準はあるのですか。例えば、府中にいる人を支援するのか。他市から住みよい場所を探して来た人はどうなののでしょうか。

会 長： 11ページの番号25 ホームレスへの自立支援という事業ですが、ホームレスというのは目視で市町村が確認するという、ものすごく原始的なことをやっているのですけど。事務局お願いします。

事 務 局： ホームレスの数というのは、法律で決まっています、定期的に数えなければいけないことになっています。府中市の場合も、以前は150人以上いたのですが、今はだいぶ減ってきたという現状です。現在、生活援護課で社会福祉士の資格を持った方に委託をして、市内を巡回しています。説得してもなかなか福祉のほうに来ていただけないというのが現状で、粘り強く声をかけているという状況にあります。ですから、なかなか一気に減らない。他市からの流入というの、府中は若干多いような傾向がございます。

会 長： はい。有り難うございました。この資料に載っている45人ということでよろしいのですか。

事 務 局： 24年度に市の生活援護課で確認している人数は45名ということです。

会 長： そのほかに何かございますか。災害関係はよろしいでしょうか。

副 会 長： 今、災害の対策に関しての取り組みが進められているということですが、災害時要援護者名簿の登録については希望者によるということですが、国の要綱などでは、例えば、条例を制定して一定の条件の人は半ば強制的にとい

いますか、必ず名簿登載することもできるというようなこともあるようで、例えば中野区などでは条例制定をして、そういったかたちで取り組んでいる事例があるのですけれども、府中市ではやはり希望者の手上げ方式で進めていくという方針ということでしょうか。

会 長： 事務局、よろしくお願いします。

事 務 局： 現時点でということですが、条例等で一定の条件に該当する方を全員という方法もあるかと思いますが、現時点では、市では個人情報や、あと実際に支援していただけるかどうかということもありますので、基本的には手上げ方式で動いております。ただ、今年度の末を目処に、府中市の地域防災計画の策定を進めておりますので、策定した段階で対応の必要があれば、ほかの方法についても議論になってくるのかとは考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： ひとつよろしいでしょうか。

会 長： はい。お願いします。

委 員： 番号 45 の災害時要援護者支援体制の整備についてですけれども、24 年度の目標で、名簿を活用した避難訓練の実施が目標になっていましたが、これはなされた経緯がありますか。

事 務 局： 昨年度でございますが、総合防災訓練で名簿を活用しているということで聞いております。

委 員： ちなみに私の加入する自治会では、毎年、防災訓練をやっております。そのときの状況ですが、要援護者の方を民生委員と福祉協力員 4 人の計 5 人で見回りをしているのですけれども、防災訓練の当日までに全員の安否を確認して、そして防災訓練の時に、皆さんの前で要援護者の皆さんは無事でしたという報告をすることにしています。他の自治会とか団体で、どういうことをやっておられるかと思うのですけれども、私の自治会の事例を報告させていただきました。

会 長： 有り難うございました。ほかは、こんなことをやっているというのがありますか。

事 務 局： 今回、この審議会では地域福祉の計画をつくっていく上で、今もお話がありました災害時の要援護者の問題であるとか、地域の自立、自助、共助とか、

協働といったものが現在課題であると思っています。今、副会長からお話がありましたように、その条例へ向けた取り組みであるとか、消防署等から話がきているという状況もありますので、関係者の連携がひとつの課題だと思っています。今回、福祉の計画づくりをしていく上で、そういった課題をたくさん上げていって、これからどうしていこうかということを計画の中に盛り込んでいければいいと考えていますので、そういった意味で、今回のこの審議会の中で議論いただいて、できるもの、できないもの、全部含めて、提案していただきながら考えていければいいのかなと思っていますのでよろしくをお願いします。

会 長： よろしいでしょうか。いずれにせよ、市民も含めた協働の力といえますか、それで要援護者も含めて、もれなくきちんと対応するというのがこの考え方だと思いますので、そのシステムをどうやってつくるかというのが、さらに言われているところだと思います。府中市の場合は、ここに書いてありますように、自治会等を中心としながら、民生委員を含めてやっていこうという流れがあるということで確認をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

委 員： 災害について聞きたいことがあります。もし地震が発生した場合に、避難場所が学校と決まっているのかお伺いしたいと思います。どこに行ったらいいのか。聴覚障害者の皆さん、私も、小学校、中学校、どこに行けばいいのか迷っている状況です。府中市の広報に避難場所などがわかりやすいように載せていただけたらと思います。聴覚障害者だけではなく、身体障害をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、避難場所などを載せていただきたいと思っております。

会 長： 事務局、よろしくをお願いします。ここに書いてある目標 46、47、48 のことです。

事 務 局： 現在、改定中ではございますが、現行の地域防災計画での想定ということでお答えさせていただきます。まず地震が発生した場合には、一時避難場所ということで学校の校庭、公園などに避難をしていただきます。さらに火災等で延焼等が発生する恐れがある場合につきましては、広域避難場所ということで、例えば東京競馬場や東芝の府中事業所などが広域避難場所になっておりますけれども、そちらのほうに避難していただく。自宅へ戻れる場合は、自宅へということになりますが、損壊等で難しいという場合には、一時避難場所ということで小中学校という、基本的には市内の小中学校の体育館の建物に避難場所を設けることになっております。それでこちらで避難者の方の調査を行いまして、一時避難所での生活が厳しいということであれば、二次避難場所ということで、こちらは現在、文化センターを想定しております。

れども、そちらに二次避難場所を設けまして、身体上の理由等で体育館での生活が難しい方につきましては、こちらのほうに避難するという事になっております。その後、復旧・復興等で、仮設住宅ができましたら、そちらへ入るという流れで避難をするということになっておりまして、具体的にどこにどう避難する、どこに避難場所があるかということにつきましては、府中市地震ハザードマップというものをつくっております、こちらはホームページでも公開をしております。こちらのハザードマップは、すでに全世帯にお配りしており、今は転入の方にも手続きの際に配布お配りしているということで、そちらでご自宅の近くの避難場所を確認していただくというかたちになります。ただ、今後、地域防災計画の見直しに伴いまして、このかたちが変わる可能性がございますので、またそのときには改めて説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： よくわかりました。有り難うございます。

会 長： そのほか何かございませんか。

委 員： 昨日、障害者団体の講演会あり、豊島区では障害者防災の手引きというパンフレットが出ています。これは本当に詳しく出ており、地震発生の際の心得10カ条だとか、普段から備えておくこと等細かく書いてあるので、府中市もこういうことを考えてやっていただけたらいいかなと思います。皆さんに見ていただきたいと思いますので回覧します。

会 長： よろしくお願ひします。障害者の防災の手引きということで、つくっているところがいくつかありますけれども、やはり詳しく書いてあるんですね。ぜひこういうものを含めて、一番大事なのはやはり情報がきちんと個々に伝わるかどうかという、情報提供のシステムをきちんとつくっていくことが一番大事だと思いますので、その方法としては、こういう方法もあるかと思ひますので、ぜひ検討していただければと思ひます。よろしいでしょうか。そのほか何かござひますか。

委 員： 一番気になったのは、やはり皆さんからも出ていましたように、自治会で災害時要援護者支援の協定を締結して名簿を管理している自治会が50%ぐらいだということで、これは非常時、そしてこれからも安心して安全という暮らしを目指すには、もう少しこの取り組みはスピードアップしてもいいのではないかなと思ひます。プライバシーの問題もあるのでしょうかけれども、共助というのは情報がないと、なかなか地域ではやりにくいのではないかなと思ひますので、この点はもう少し取り組んでいただけたらと思ひました。

会 長： はい。有り難うございました。情報がかなり大事ということでありますので、その辺についてしっかりと確認をしてということにしたいと思います。それでは、何かございますか。

委 員： 住まいのバリアフリー化とありますが、バリアフリーというのは、建物などの床だとか、あるいは風呂とか、トイレまわり、要するに水まわりですね、その辺のところが一番お金がかかる場所だと思うのですが、先程の64万1,000円ですか、給付額というのは、その程度でできるものなのかどうかというのはちょっと疑問なのですが、お伺いします。

事 務 局： 高齢者の住宅改修の内容でございますが、こちらは基本、浴槽の改修、流しや洗面台、高さを調節するようなものですか、トイレを和式から洋式に変更するといったものが主な内容になっておりますので、金額も先程会長からおっしゃられたぐらいの金額ということになります。

会 長： 参考までに、高齢者の介護保険での20万円、そのほかに単独事業で64万1,000円を追加するから、84万1,000円まで住宅改修には使えますよという流れで、場所は限定されますけれども、そういうことです。

委 員： この事業については、業者は登録されていて、その業者を使うとか、市の斡旋みたいなものがあるのでしょうか。

事 務 局： 業者自体の指定はありませんが、これを受けていただく高齢者の場合だと、ケアマネージャーと相談しながら決めていただくというかたちにはなっております。

委 員： わかりました。

会 長： ちなみに障害関係も同じですね。小修理と中修理というかたちでなっているかと思えます。何かございますか。

委 員： 20ページの番号45に救急医療情報キットというのがありますが、それは希望者が申し出て、私たちの老人クラブでは50~60人いるのですが、自治会からの依頼で、擁護者といたしまして老人クラブで2名、書類に書くようになっています。会長と役員を書いて提出しているわけですが、今もいろいろとお聞きしまして、75歳以上の方がほとんどですから、擁護者として老人クラブの役員が対応するのは難しいと思ひまして、これは自治会のほうで考えていただかなければいけないなと考えている次第ですが、いかがなのでしょうか。

事務局： 救急医療情報キットの中に、医療情報ということでご本人の病状とか薬のほかに、連絡先を入れていただいている場合が多いのですが、基本的には身内の方を連絡先にさせていただく場合が多いと聞いております。

委員： 依頼がございまして、老人クラブのものがほとんどですので、内情がわかっているものですから、会長ともう1名の役員の名前を書いてお配りしているのですが、やはり自治会としてもたくさん若い方がいらっしゃるわけですから、老人クラブのものが擁護者としてはまずいのではないかなど。

事務局： 基本的には、実際に連絡して対応できる方というのを想定して書いていただくのが一番いいのかとは思いますが、その辺は市のほうでも実際ご本人と深くかかわりがある方にお任せしています。それぞれご事情がございしますので、お任せしている部分ではあるのですが、運用につきましてはまた適宜ご相談を受けながら対応というかたちになるかと思っております。

(3) 次期府中市福祉計画策定のための調査について

会長： よろしいでしょうか。それでは議題(2)については、これで終わりにしまして、3つ目の議題であります、次期の福祉計画策定のための調査についてでありますけれども、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは資料3から10に沿って次期府中市福祉計画策定のための調査について説明させていただきます。

(説明要約)

前回の審議会で一般市民調査対象者のサンプル数について適正かどうか質問があり、対象者2,200人であれば統計上必要なサンプル数はとれることを回答する。その他、資料3から資料10にそって説明する。なお、資料4の担い手調査の対象者数は、対象団体の調整中であり、最終的に800人より減少する見込みである。

会長： 有り難うございました。調査項目についての確認も含めて、変更等ありますので、その辺について確認をさせていただきたいと思っております。資料8を見させていただきたいのですが、前回、調査票の項目が多すぎるという意見があり、27項目から23項目に減らした、それと回答項目の選び方、丸の付け方については、経年変化を見るとは前回同様で、あとは割とわかりやすくした、ということです。それから内容についての吟味をしたということです。それと、大きく分けて一般市民の調査と担い手の調査をするということです。それから先程説明がありましたけれども、サンプリングの計算の仕方、対象人口21万人ですと大体1,000人やれば相関関係が出てくるということで、最低でも全員回答してくれれば、380何人かで十分な、というふう

になります。誤差5%前後ということになります。前回の質問・意見等に対応して修正がありましたので、その辺について確認をさせていただきたいと思います。ご意見はございますか。

委員： アンケートの項目の視点なのですが、介護保険の要支援の人たちや、地域のボランティアの人たちに、地域福祉の担い手の一部になってもらいたいというような方向が出ていると思うのですが、一般市民が担い手になりうることの参考になる項目というのが、調査票の項目の中に設定されているのでしょうか。

事務局： 先日、国のほうから、要支援を介護保険から外してというようなお話が出ていたかと思いますが、あえてそれで加えたということではないのですが、実際に地域活動やボランティアへの参加について、要は、参加したいかどうか、現在参加しているか、これから参加したいかどうか、参加するためにどういったものが必要か、逆に、参加したくないかというようなものも含めまして、資料5で申し上げますと、問1から問6までの項目で、ひと通り確認していくことになります。これだと焦点が介護ということに特化していないのですが、あくまで地域福祉計画ということで、ほかの分野も含めての調査になりますので、このような聞き方をしております。

会長： よろしいでしょうか。おそらく介護保険の関係については、高齢分野のほうで調査も含めて確認するようなかたちになると思います。よろしいでしょうか。次、何かございますか。

委員： サンプルングのところですが、2,200人を無作為に抽出ということですが、これは年齢の人口に応じて平均になるように無作為に抽出されるという理解でよろしいのかということと、この「一般市民」というのは市として定義はあるのか、参考までにお教えいただきたいと思います。

会長： 事務局、お願いいたします。

事務局： はい。まず一般市民調査での抽出ということでございますが、基本的には市内の人口に比例したかたちで抽出をかけるということで、無作為に抽出するというかたちで想定しております。もう1つのご質問で、「一般市民」の定義ですが、この調査では、府中市に住民登録をされている方というのが基本的な定義になります。府中に9月1日時点で住民登録をされている方のうち、9月1日時点で18歳以上の方というのが定義になります。

会長： よろしいでしょうか。年齢層で何パーセントというのを決めて、例えば、65歳以上は府中市の人口の何パーセントというのがありますので、そういう

ので、出すのだと思います。

委員： 福祉保健部から高齢者支援のアンケートが送られてきていまして、これは無作為ではなくて、65歳以上の人全員に調査をするのですか。回答すると、健康状態などについて結果が送られてきてまして、この調査もすごい参考になるのかなと。回答用紙もA3、1枚で、30項目ぐらいありましたね。この調査は、今回の福祉計画のアンケート調査内容と、どこか重複しているようなところがあるのかなと思いますけど、その辺はどうなのでしょう。

会長： 事務局、お願いいたします。

事務局： はい。お答えいたします。高齢者支援課なのですが、今のアンケートは、高齢者の介護予防の関係のアンケートですので、こちらのほうの集計等には参考には反映できると思うのですが、あくまでも要介護認定されていない方が要介護認定にならないようなかたちの介護予防を進めるためのアンケートですので、また別物と理解していただければと思います。よろしく申し上げます。

委員： その回答した調査票は、どれぐらい返ってくるのですか、参考までに。

事務局： 参考までに、一応、約半分の回答とっております。

委員： 65歳以上の方は、全員に出すということですね。

事務局： 要介護認定になっていない方で、大体、4万5千通ほど出しまして、2万数千通が返ってくるということになります。

委員： 回答率がすごいですね。有り難うございました。

会長： こちらの調査の回答率はどのぐらいの予定でしたか。

事務局： 一般市民調査は50%を想定しております。担い手調査は、今回はじめての試みなので難しいところもありますが、大体70~80%程度と考えております。

会長： 有り難うございました。大体こんなかたちで目標にしているということですので。ほかに何かございますか。

委員： 参考ということになるかもしれませんが、実際に自分が調査対象者になったと思って、時間を測ってみました。一般市民調査は40分かかりました。担い手調査は民生委員になったつもりでやってみて25分かかりました。

それで一般市民調査は少々疲れましてつらかったです。これも個人差はあるとは思いますが、それと、丸印をつけるときに、資料8によると、施策に直結する設問の回答は3つまで丸とする、現状や問題点についてたずねる設問の回答はいくつでも丸とするということですが、いくつでも丸のところでは、私の場合、どれもこれも大事ということで、ほとんど丸がついてしまいました。そうするとこのアンケートの目的としてどうなのだろうと思いました。丸をつけるのは、アンケートの場合は最大5つぐらいまでかなという気がいたしました。そのほうが重点がはっきりするのではないかなという気がしましたが、いかがなものでしょうか。それと表記が、例えば一般市民調査の6ページでしたけど、表記がすっきりして、前のと比べてみたときに、とても視覚的にも考えやすかったので、これはいろいろ工夫されている点だろうと思いますし、項目も減っていたことは、多少やるほうにとってもいいかなという気がしました。最後に感想ですが、福祉が担っている範囲というのは本当に広いのだなということを再確認しました。それがこのアンケートをやってみて感じたことです。以上です。

会 長： 有り難うございました。やっていただいて、貴重なご意見を有り難うございました。それで今、委員のほうから、いくつでも丸というところですけども、これでは焦点がぼけていくのではないかと。それと同時に、例えば、回答の選択肢が全部大事だということだったら、全部丸をつけてしまうのではないかと、というようなご意見ですが、その辺についてどう考えているのか事務局お願いいたします。

事 務 局： 実際に回答していただいたということで有り難うございます。基本的には、市民の方の現状を把握するという意味では全部丸をつけていただいても構わないのではないかと、あえて順位付けをする必要はないのではないかと考えております。ただ、回答の負担が大きくなりますと、それはそれでまた考慮しなくてはいけない部分ではあるかと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。とりあえずニーズを全部確認するためだということですけども、そのあたりのご意見をいただきたいと思います。

委 員： 私も全部見させてもらって、丸をつけたのですが、一般市民調査の質問21、22ですが、ちょっと抽象的というか、理解しにくいところがありました。21問目の選択肢8番、9番、22問目の選択肢9番以降は、かなり抽象的ですね。何を意味しているのだろうかと思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

会 長： 確認ですが、例えば問22の選択肢10「障害者の社会参加を推進する仕組みづくり」、こういう文章が入っているのですが、この辺りどうですか。

- 委員：** ちょっと難しい。
- 委員：** ぱっと質問されると難しい。丸をしなければいいのでしょうか、3つまで丸をしなければいけない。
- 会長：** この意図はどういうことでしょうか、事務局説明をお願いします。
- 事務局：** 問 21 の選択肢の 8 で、「市民が、福祉に関わる法律や制度について」で想定しているのは、例えば介護保険制度ですとか、障害者ですと制度・法律がどんどん変わっていますので、そういったことに関する学習機会、説明会などの実施ということ想定した質問です。選択肢 9 の「利用者の権利を保護する仕組み」は、成年後見制度の話です。問 22 の選択肢 9 「福祉のまちづくりに対する理解の促進」というのはバリアフリーへの取り組みのことです。そして選択肢 10 は「社会参加を推進する」というと非常に抽象的になりますが、例えば、特別支援学級ではなくて普通学級にも障害児を通わせたいとか、そういった趣旨のことが政策に反映されてほしい、というような内容を意図したものです。選択肢 11 の「当事者の意見を反映できる」というのは、前回の審議会でもお話が出ましたが、当事者参加について、例えば審議会の公募委員やパブリックコメント、各種計画をつくる際に市民説明会、懇談会を実施することなどをイメージした設問です。具体的なものを入れてしまうとイメージが偏ってしまう可能性があるので、抽象的な説明にさせていただいた次第です。ちょっとわかりにくくなりまして申し訳ございません。
- 会長：** 今の説明でよろしいですか。何かありますか。
- 委員：** 「仕組み」という言葉が普段の生活に密着していない言葉なので、もう少し具体性があるというか、言い方を少し変えていただけたらいいかなと思います。企業でお仕事をしていらっしゃる方は、「仕組み」と言えば、なんとなくイメージがわくのでしょうかけれども、家にいる者としてイメージがちょっとできないのでお考えいただけたらと思います。
- 会長：** 「仕組みづくり」というところで何かありますか。「仕組みづくり」というのは、制度も入りますし、インフォーマルなもの、フォーマルなもの全部入りますので、そういう意味では、少し考えていただいて。
- 事務局：** わかりやすい説明、資料というのは本当に心がけなくてはいけないと思っているのですが、それでも、「仕組みづくり」という用語は行政では頻繁に使われていて、国や東京都の制度説明もやはり「仕組みづくり」という言葉が出てきています。これをまた違う言葉に置き換えたときに、逆に、わかりにくく

なってしまうという可能性もあるものですから、これは慎重に考えていきたいと思えます。

会 長： よろしいでしょうか。あと何かございますか、調査項目も含めてでございますけれども。

委 員： 一般市民調査の4ページ、5ページですが、「参加したい」、「参加したくない」というのがあるのですが、「参加したいのだけど、参加できない」というのがあるのかなと思いました。5ページの一番上の問2の4ですけれども、例えば、時間的に余裕がないから参加したいのだけれども参加できない、という方もいらっしゃるのかなという感じがしましたので、問2の4は、「参加したくない、あるいは、できない理由は何ですか」のほうがいいのかという気がいたしました。

会 長： はい。有り難うございました。その辺について事務局お願いします。

事 務 局： はい。委員のご指摘の部分、基本的には、参加したいけどできないという方の場合の想定としましては、問2の2から問2の3に移ることを想定していきまして、問2の4のほうは、基本的に地域活動、ボランティアにあまり関心がない、やりたくないという方を想定した設問です。その辺りの流れが明確でないというご指摘で、少し検討させていただきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。設問2の2で「参加したい」と答えた方は問2の3に、問2の2で「参加したくない」と答えた方が問2の4の質問に進みます。ただ、これでも参加の意思はあるけれども、いろんな都合によるという方がいるというのがちょっと見えてこないかなと。本来ですと、そういう人をいかにいろんなシステムをつくって参加してもらおうかというのが割と地域福祉の中では大事になってくるのですけれども、その辺のところを少し設問を考えていただければと思います。

あと何かございますか。項目も含めて、それから資料3が改正になったところですが、その辺の確認を含めて、それから資料8で調査の項目の変更点、それから資料7のグループインタビュー調査の目的とねらいということで、ソーシャル・インクルージョンの考え方でグループインタビューをするということです。調査の対象、それぞれ調査の項目、インタビュー形式でやりたいということです。この辺でよろしいでしょうか、まだある、あるいは、こういうところをぜひやってほしいというようなところがございましたら、それと項目についてはぜひこういうことは最低限聞いてほしい等々ございましたらご意見いただきたいと思います。地域包括は高齢者関係、地域生活支援は障害関係、子ども家庭支援センターは子ども関係ですね、それから民生・児童委員、福祉事務所は生活保護も含めた生活福祉といわれると

ころだと思えます。それから社会福祉協議会というところで、一応網羅はされているかなと思えます。グループインタビューできっちりと捕捉をしているという考え方だと思えます。よろしいでしょうか。そのほかに何かございますか、トータル的に確認するところはございますか。それでは確認がなければ、今日の議題の3つはこれで終了します。それでは、次第のその他ということで事務局お願いいたします。

3 その他

事務局：ただ今、委員の皆さまからご意見をいただきましたアンケート調査につきまして、内容を事務局のほうで検討させていただきたいと思えます。時間の都合上、検討した結果につきましては、会長にご相談をさせていただいて決定した上で、発送というかたちにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。では、もしご異議がないようでしたら、その方向で進めさせていただき、最終的なものについては次回お示しさせていただくかたちを考えております。アンケート調査とグループインタビューについては、10月3日開催の福祉計画検討協議会に報告をしたあと、アンケート調査は10月下旬に対象者の方に調査票を発送する予定としております。今後の流れですが、10月下旬に発送したのち、回収、分析をしまして、12月頃を目処にとりまとめを行う予定にしております。調査結果の概要は、次回の審議会でご報告をさせていただきたいと考えております。

次回の審議会の日程ですが、調査結果がまとまる12月中旬以降に開催をさせていただきたいと考えております。委員の皆さまのご都合を確認させていただいた上で、改めて日時・場所等をご連絡させていただきたいと思えます。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席よろしくをお願いいたします。事務局からの連絡は以上です。

会長：次回、調査結果が出てくるということで、12月中旬以降に審議会を開催する予定を立てているということですのでよろしくお願いいたしますと思えます。いずれにせよ10月3日に府中市福祉計画検討協議会がありますので、そちらのほうで高齢分野、障害分野と合わせまして論議をするというかたちになると思えます。審議会については日程も含めて、後日連絡をさせていただくということでよろしいでしょうか。それでは本日の府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思えます。本日はどうも有り難うございました。

(審議会終了)